

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） （平成24年3月31日）	提出日現在 発行数（株） （平成24年6月21日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	単元株式数は500株であります。
計	531,664,337	同左	—	—

（注） 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数（個）	164 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	82,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 個当たり 500 (1 株当たり 1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 8 月23日～ 平成37年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。 ② 前記①にかかわらず、平成36年 6 月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年 7 月 1 日より新株予約権を行使できるものとしております。	同左

	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の行使の条件	③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。 ④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は 1 円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を平成18年9月1日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	118 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	59,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月2日～ 平成38年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,454 資本組入額 727	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。 ② 前記①にかかわらず、平成37年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年7月1日より新株予約権を行使できるものとしております。 ③ 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められておりません。 ④ 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注） 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表取締役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成19年8月22日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	156 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	78,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月23日～ 平成39年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,635 資本組入額 818	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成38年7月1日より平成39年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定ならびに平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成20年8月18日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	189 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	94,500 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日～ 平成40年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,419 資本組入額 710	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

- 2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割又は併合の比率}$$

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。
- (a) 平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成39年7月1日より平成40年6月30日まで
- (b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定してしております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成21年8月19日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	354 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	177,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月20日～ 平成41年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 776 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成40年7月1日より平成41年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成22年8月27日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	372 （注） 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	186,000 （注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月28日～ 平成42年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 664 資本組入額 332	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成41年7月1日より平成42年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

当社は会社法第238条及び第240条の規定に基づき、平成23年8月8日の当社代表執行役社長の決定により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成23年8月23日に発行しております。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	479 （注） 1	467 （注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	239,500 （注） 1	233,500 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり500 (1株当たり1) （注） 2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月24日～ 平成43年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 428 資本組入額 214	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとしております。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人又は受遺者への移転を除いております。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株としております。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てております。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとしております。

当事業年度末に当社の執行役を退任した4名に割り当てられた新株予約権の内、12個（6,000株）は、返還されております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は1円としております。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げております。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割又は併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとしております。

3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものとしております。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(a)、(b)に定める場合（但し、(b)については、(注)4の組織再編成行為時の取扱いに従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとしております。

(a) 平成42年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年7月1日より平成43年6月30日まで

(b) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権の全個数又は一部個数を行使することができるものとしております。但し、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められておりません。
- (4) 新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定することとなっております。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとしております。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしております。なお、本取扱いが適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとしております。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしております。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式としております。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定することとしております。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額としております。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円としております。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとしております。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定しております。
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとしております。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額としております。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとしております。
- (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定することとしております。

5 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会又は執行役が別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとしております。

② 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	8,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,785,564	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,383 (注) 1	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月21日～ 平成28年11月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,383 資本組入額 1,192	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできません。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当ありません。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとしております。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなしております。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	(注) 2
新株予約権付社債の残高(百万円)	40,000	同左

(注) 1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、下記の算式により調整しております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数を指しております。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも適宜調整しております。

- 2 (1) 当社が組織再編等を行う場合、(i) その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果)法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、さらに(必要な場合において)受託会社が既に合意しているか又は合意できる場合であり、かつ(iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等(以下に定義する。)に生じさせることなく実行可能であるときは、当社は、承継会社等をして、本社債の債務者とするための本新株予約権付社債の要項及び信託証書に定める措置及び本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付をさせる最善の努力をしなければならないこととされております。「承継会社等」とは、組織再編等(株式交換又は株式移転を除く。)における相手方であって本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社並びに株式交換又は株式移転の場合における当社の親会社となる会社を総称するというものとしております。

(2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとしております。

(a) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数としております。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式としております。

(c) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記1と同様な調整に服することとなっております。

イ 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。

ロ 合併、株式交換及び株式移転を除く組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額としております。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は当該効力発生日よりも後に上記(1)若しくは下記(3)に定める一定の措置の効力が生じる場合には、当該措置の効力発生日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。

(f) その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないこととなっております。

(g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額といたします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額といたします。

(h) 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。

(i) その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できないこととしております。

(3) 当社は、上記(1)に定める事項が、(i) (法律の公的若しくは司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上可能でないか、(ii) その実行のための仕組みが構築されておらず、若しくは構築可能でないか、又は、(必要な場合において) 受託会社がこれについて合意していないか、又は (iii) その全体において当社が不合理であると判断する費用若しくは支出(租税負担を含む。)を当社若しくは承継会社等に生じさせることなく実行できないことを受託会社に証明した場合で、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上それが可能である場合には、本新株予約権付社債権者に対し、その保有していた本新株予約権付社債と同等の経済的利益を提供することを企図したスキームの申し出を行い、及び／又は承継会社等をしてかかる申し出を行わせるものとしております。なお、当社が不合理であると判断する費用又は支出(租税負担を含む。)を当社又は承継会社等に生じさせず、(法律の公的又は司法上の解釈又は適用を考慮した結果) 法律上及び実務上可能である場合には、当社は、かかる経済的利益の一部として、上記(2)に定める新株予約権を承継会社等に交付させる最善の努力をしなければならないとしております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年5月11日（注）	—	531,664,337	—	37,519	△21,908	135,592

（注） 平成18年5月11日開催の取締役会において、資本準備金を21,908百万円減少し、欠損填補することを決議しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数500株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	82	60	434	436	18	30,037	31,067	—
所有株式数 （単元）	—	424,363	32,074	31,579	460,468	25	111,156	1,059,665	1,831,837
所有株式数の 割合（％）	—	40.05	3.03	2.98	43.45	0.00	10.49	100.00	—

（注） 1 自己株式1,381,591株は「個人その他」の欄に2,763単元及び「単元未満株式の状況」の欄に91株含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ31単元及び436株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	35,908	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	29,363	5.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	13,945	2.62
ステート ストリート バンク アンド トラス トカンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島 4-16-13)	13,869	2.60
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6	12,009	2.25
ジェービー モルガン チェース バンク 385167 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4-16-13)	11,948	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・株式 会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	11,875	2.23
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋 3-11-1)	11,289	2.12
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町 2-2-2	10,801	2.03
ザ バンク オブ ニューヨーク・ジャスディ ック トリーティ アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島 4-16-13)	9,131	1.71
計	—	160,142	30.12

(注) 1 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの関係会社である株式会社三菱東京UFJ銀行ほか4名の共同保有者から大量保有報告書により当社の株式を以下のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日は平成22年1月5日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合 (%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-1	51,007	9.58

- 2 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の報告義務発生日はテンプレート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（共同保有）：平成24年3月15日、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（共同保有）：平成23年11月29日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等の保有割合 (%)
テンプレート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（共同保有）	バハマ連邦、ナッソー、ライフ オード・ケイ、BOX N-7759	33,802	6.36
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー （共同保有）	アメリカ合衆国10105、ニュー ヨーク州、ニューヨーク、アベ ニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1345	25,462	4.79

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 1,381,500	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 528,451,000	1,056,902	—
単元未満株式	普通株式 1,831,837	—	1 単元（500株）未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,056,902	—

（注）1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に15,500株（議決権31個）、「単元未満株式」欄の普通株式に436株含まれております。

- 2 当社所有の自己保有株式が、「単元未満株式」欄の普通株式に91株含まれております。

②【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（%）
（自己保有株式） コニカミノルタ ホールディングス(株)	東京都千代田区丸の内 1-6-1	1,381,500	—	1,381,500	0.26
計	—	1,381,500	—	1,381,500	0.26

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、旧商法及び会社法に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが平成17年6月24日開催の当社定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役23名、合計26名 尚、執行役23名のうち、取締役兼執行役は5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成18年8月16日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成18年6月23日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成18年8月16日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成18年8月16日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役20名、合計23名 尚、執行役20名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成19年8月7日の当社代表執行役社長の決定)
 会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成19年6月21日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成19年8月7日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成19年8月7日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づく平成20年7月22日の当社代表執行役社長の決定)
 会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成20年6月19日開催の当社取締役会決議による委任に基づき平成20年7月22日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年8月4日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成21年8月4日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成21年8月4日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役22名、合計25名 尚、執行役22名のうち、取締役兼執行役は5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年8月11日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成22年8月11日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成22年8月11日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成23年 8 月 8 日の当社代表執行役社長の決定)

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして募集新株予約権を発行することを、平成23年 8 月 8 日に当社代表執行役社長が決定したものであります。

決議年月日	平成23年 8 月 8 日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3 名（社外取締役を除く）及び執行役21名、合計24名 尚、執行役21名のうち、取締役兼執行役は4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	18,209	11,187
当期間における取得自己株式	1,245	804

（注） 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求に応じ処分した取得自己株式）	5,065	3,090	447	284
その他（新株予約権の権利行使に応じ処分した取得自己株式）	68,000	68	—	—
保有自己株式数	1,381,591	—	1,382,389	—

（注） 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの自己株式の取得及び処分による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

剰余金の配当等の決定に関する方針といたしましては、連結業績及び成長分野への戦略投資の推進等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ継続的に利益還元することを基本としております。具体的な配当の指標としましては、連結配当性向25%以上を中長期的な目標としております。自己株式の取得につきましては、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして適切に判断してまいります。

また、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。配当の回数につきましては会社として基本的な方針を定めておりませんが、定款上、毎年3月31日、9月30日及びその他の基準日に剰余金の配当ができることとしております。

当連結会計年度（平成24年3月期）は、市場競争の激化や円高の進行、顧客における生産調整や二度にわたる大規模災害の発生によりサプライチェーンに関わる影響を受け、売上面では厳しい状況が続きました。しかしながら、利益面では好採算の主力製品の販売増や徹底した費用管理に努めた結果、営業利益以下、当期純利益まで見通しを概ね達成することができました。これにより当事業年度の剰余金の期末配当としましては、予定通り1株当たり7円50銭の配当としております。第2四半期末配当と合わせた年間配当金は、1株当たり15円となりました。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年10月28日 取締役会決議	3,976	7.50
平成24年5月10日 取締役会決議	3,977	7.50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

(単位：円)

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高	2,290	2,065	1,141	1,267	741
最低	1,141	471	727	580	484

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(単位：円)

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高	598	599	602	596	706	741
最低	484	551	561	531	563	677

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況（提出日現在）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長	太田 義勝	昭和16年12月28日生	昭和39年4月 同 62年4月 平成3年6月 同 7年6月 同 11年6月 同 13年4月 同 15年8月 同 18年4月 同 21年4月	ミノルタカメラ㈱入社 同社複写機事業部複写機営業部長 同社取締役 ミノルタ㈱常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長兼執行役員 当社取締役兼代表執行役副社長 取締役兼代表執行役社長 取締役兼取締役会議長（現）	注3	54
取締役	—	松崎 正年	昭和25年7月21日生	昭和51年4月 平成10年5月 同 15年10月 同 17年4月 同 18年4月 同 18年6月 同 21年4月	当社入社 情報機器事業本部システム開発統括部 第一開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱取締役 当社執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター ㈱代表取締役社長 当社常務執行役 取締役兼常務執行役 取締役兼代表執行役社長（現）	注3	55
取締役	—	出原 洋三	昭和13年9月23日生	昭和37年4月 平成4年6月 同 8年6月 同 10年6月 同 16年6月 同 20年6月 同 21年10月 同 22年6月 同 21年6月	日本板硝子株式会社入社 日本硝子繊維株式会社代表取締役社長 日本板硝子株式会社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社取締役取締役会議長 同社取締役取締役会議長兼会長 同社相談役 現在に至る 当社取締役（現）	注3	—
取締役	—	伊藤 伸彦	昭和22年2月5日生	昭和46年7月 平成元年7月 同 11年1月 同 14年10月 同 16年1月 同 17年2月 同 19年10月 同 24年3月 同 22年6月	エクソン化学ジャパン入社 日本ゼネラル・エレクトリック株式 会社入社 GE横河メディカルシステム株式会 社代表取締役社長 GEエジソン生命保険株式会社代表 取締役社長兼CEO GEキャピタルリーシング株式会 社代表取締役社長兼CEO 日本ゼネラル・エレクトリック株式 会社代表取締役社長兼CEO 同社退任 エイボン・プロダクツ株式会社代表 取締役取締役会会長 現在に至る 当社取締役（現）	注3	—
取締役	—	近藤 詔治	昭和17年12月6日生	昭和40年4月 平成9年7月 同 13年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 20年6月 同 23年6月 同 23年6月	トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 日野自動車株式会社取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社相談役 現在に至る 当社取締役（現）	注3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役	—	吉川 廣和	昭和17年10月25日生	昭和41年4月 平成5年6月 同 9年6月 同 11年6月 同 12年4月 同 14年4月 同 15年4月 同 18年10月 同 22年4月 同 23年6月 同 24年6月	同和鉱業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役専務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長・COO 同社代表取締役社長・CEO DOWAホールディングス株式会社 代表取締役会長・CEO 同社代表取締役会長 同社相談役 現在に至る 当社取締役（現）	注3	—
取締役	—	松本 泰男	昭和23年8月20日生	昭和56年7月 平成12年7月 同 15年10月 同 16年6月 同 18年4月 同 18年6月 同 22年4月	当社入社 Konica Business Technologies U.S.A., Inc. 社長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)取締役 Konica Minolta Business Solutions U.S.A., Inc. 社長 当社執行役 常務執行役 取締役兼常務執行役 取締役（現）	注3	30
取締役	—	木谷 彰男	昭和23年8月1日生	昭和47年4月 平成13年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月 同 18年4月 同 18年6月 同 23年4月	ミノルタカメラ(株)入社 ミノルタ(株)執行役員 Minolta Europe GmbH社長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)取締役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)常務取締役 当社常務執行役 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)代表取締役社長 当社取締役兼常務執行役 取締役（現）	注3	34
取締役	—	山名 昌衛	昭和29年11月18日生	昭和52年4月 平成14年7月 同 15年8月 同 15年10月 同 18年6月 同 23年4月	ミノルタカメラ(株)入社 ミノルタ(株)執行役員経営企画部長 当社常務執行役 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)常務取締役 当社取締役兼常務執行役（現） コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)代表取締役社長（現）	注3	22
取締役	—	安藤 吉昭	昭和26年11月16日生	昭和50年4月 平成6年3月 同 10年6月 同 14年10月 同 15年10月 同 17年4月 同 19年4月 同 22年4月 同 22年6月	当社入社 Konica Business Machines U.S.A., Inc. E.V.P. C.F.O 当社情報機器事業本部機器販売事業部 企画室長 コニカビジネスマシン(株)取締役 コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)取締役 当社経理部長 執行役 常務執行役 取締役兼常務執行役（現）	注3	16
取締役	—	杉山 高司	昭和25年11月21日生	昭和49年4月 平成13年4月 同 15年10月 同 17年4月 同 21年4月 同 23年6月	ミノルタカメラ(株)入社 ミノルタ(株)第1開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)取締役 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)常務取締役 当社常務執行役 当社取締役兼常務執行役（現）	注3	19
計							232

- (注) 1. 出原洋三、伊藤伸彦、近藤詔治、吉川廣和の4氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 当社は委員会設置会社であります。各委員会については、下表のとおりで、平成24年6月20日開催の当社取締役会にて選定されております。(◎：委員長)
3. 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

指名委員会	監査委員会	報酬委員会
◎近 藤 詔 治 伊 藤 伸 彦 吉 川 廣 和 太 田 義 勝 松 本 泰 男	◎伊 藤 伸 彦 出 原 洋 三 吉 川 廣 和 松 本 泰 男 木 谷 彰 男	◎出 原 洋 三 近 藤 詔 治 吉 川 廣 和 松 本 泰 男 木 谷 彰 男

(2) 執行役の状況 (提出日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社 長	C S R、広報・プ ランド推進担当	松 崎 正 年	昭和25年7月21日生	(1) 取締役の状況参照	注	55
常務執行役	コニカミノルタ ビジネス テクノロジーズ(株) 代表取締役社長	山 名 昌 衛	昭和29年11月18日生	(1) 取締役の状況参照	注	22
常務執行役	経営戦略、I R、 経理、財務、リス クマネジメント 担当	安 藤 吉 昭	昭和26年11月16日生	(1) 取締役の状況参照	注	16
常務執行役	技術戦略、I T 担当	杉 山 高 司	昭和25年11月21日生	(1) 取締役の状況参照	注	19
常務執行役	コニカミノルタ テクノロジー センター(株) 代表取締役社長	松 丸 隆	昭和27年3月8日生	昭和51年4月 平成14年10月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 24年4月 当社入社 執行役員オプト&EMテクノロジーカ ンパニープレジデント コニカオプト(株)代表取締役社長 当社執行役 コニカミノルタオプト(株) 代表取締役社長 当社常務執行役(現) コニカミノルタテクノロジーセンター (株)代表取締役社長(現)	注	14
常務執行役	コニカミノルタ ビジネス エキスパート(株) 代表取締役社長、 環境・品質・安全 担当 兼 関西支 社社長	谷 田 清 文	昭和26年3月17日生	昭和48年4月 平成14年6月 同 17年4月 同 18年4月 同 24年4月 当社入社 経理部長 執行役 コニカミノルタエムジー(株) 代表取締役社長 当社常務執行役(現) コニカミノルタビジネスエキスパート (株)代表取締役社長(現)	注	8
常務執行役	法務、総務、コン プライアンス、 知的財産、危機管 理担当	亀 井 勝	昭和26年2月25日生	昭和49年4月 平成8年6月 同 12年7月 同 15年10月 同 19年4月 同 21年4月 同 22年4月 ミノルタカメラ購入社 Sidley & Austin法律事務所(シカゴ)出 向 ミノルタ(株)知的財産部長 コニカミノルタテクノロジーセンター (株)取締役 当社執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター (株)常務取締役 当社常務執行役(現)	注	15
常務執行役	コニカミノルタ エムジー(株) 代表取締役社長	児 玉 篤	昭和24年9月19日生	昭和48年4月 平成8年6月 同 17年4月 同 18年4月 同 22年4月 当社入社 Konica Bureautique S.A. 社長 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ(株)取締役 同社常務取締役 当社常務執行役(現) コニカミノルタエムジー(株) 代表取締役社長(現)	注	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
常務執行役	生産革新担当兼 コニカミノルタ ビジネス テクノロジーズ㈱ 常務取締役	家 氏 信 康	昭和30年3月30日生	昭和53年4月 平成13年5月 同 18年6月 同 20年4月 同 23年4月	ミノルタカメラ㈱入社 ミノルタ㈱生産センター生産統括部長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱取締役 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱常務取締役(現) 当社常務執行役(現)	注	12
常務執行役	S C M担当	岡 村 秀 樹	昭和25年6月16日生	昭和48年4月 平成3年10月 同 13年6月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年4月 同 19年4月 同 23年4月	ミノルタカメラ㈱入社 Minolta France S.A. 社長 ミノルタ㈱執行役員 Minolta Corporation 社長 コニカミノルタカメラ㈱取締役 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc. 社長 コニカミノルタフォトイメージング㈱取締役 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱取締役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH 社長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱常務取締役 当社常務執行役(現)	注	21
常務執行役	コニカミノルタ オブティクス㈱ 代表取締役社長	唐 崎 敏 彦	昭和27年5月5日生	昭和53年4月 平成12年4月 同 18年6月 同 20年4月 同 24年4月	ミノルタカメラ㈱入社 ミノルタ㈱光学機器事業本部デジタル商品企画室長 コニカミノルタセンシング㈱取締役 当社執行役 コニカミノルタセンシング㈱代表取締役社長 当社常務執行役(現) コニカミノルタオブティクス㈱代表取締役社長(現)	注	11
常務執行役	コニカミノルタ アドバンスト レイヤー㈱ 代表取締役社長	白 木 善 紹	昭和29年2月9日生	昭和53年4月 同 15年10月 同 17年4月 同 22年4月 同 24年4月	当社入社 コニカミノルタフォトイメージング㈱取締役 コニカミノルタビジネスエキスパート㈱取締役 当社執行役 当社常務執行役(現) コニカミノルタアドバンストレイヤー㈱代表取締役社長(現)	注	6
執 行 役	コニカミノルタ アドバンスト レイヤー㈱ 常務取締役	秋 山 正 巳	昭和27年12月20日生	昭和52年4月 平成14年4月 同 18年6月 同 20年4月 同 24年4月	当社入社 エレクトロマテリアル事業部液晶マテリアル開発センター長 コニカミノルタオプト㈱取締役 当社執行役(現) コニカミノルタオプト㈱常務取締役 コニカミノルタアドバンストレイヤー㈱常務取締役(現)	注	9
執 行 役	コニカミノルタ エムジー㈱ 常務取締役	秦 和 義	昭和34年3月28日生	昭和56年4月 平成13年6月 同 15年5月 同 15年10月 同 16年7月 同 18年4月 同 19年4月 同 21年4月 同 23年4月	ミノルタカメラ㈱入社 F & M イメージングテクノロジー㈱取締役 ミノルタ㈱企画本部経営企画部長 当社経営戦略室経営企画2グループリーダー コニカミノルタフォトイメージング㈱カメラ事業部事業企画部長 当社経営戦略室長 経営戦略部長 執行役(現) コニカミノルタエムジー㈱常務取締役(現)	注	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
執行役	コニカミノルタI J ㈱ 代表取締役社長	大 野 彰 得	昭和28年6月12日生	昭和52年4月 平成12年12月 同 15年10月 同 16年11月 同 22年4月	当社入社 I J T事業推進センター事業統括グル ープリーダー コニカミノルタテクノロジーセンター㈱ 新規事業部 I J 事業推進グループリーダ ー コニカミノルタ I J ㈱ 代表取締役社長 (現) 当社執行役 (現)	注	15
執行役	コニカミノルタ ビジネス テクノロジーズ㈱ 常務取締役	原 口 淳	昭和30年5月24日生	昭和54年4月 平成17年4月 同 18年6月 同 23年4月	当社入社 Konica Minolta Business Solutions U. S. A., Inc. 社長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱取締役 当社執行役 (現) コニカミノルタビジネステクノロジーズ ㈱常務取締役 (現)	注	18
執行役	人事部長	若 島 司	昭和33年3月8日生	昭和56年4月 平成18年4月 同 21年4月 同 23年4月	当社入社 人事部労政グループリーダー 人事部長 (現) 執行役 (現)	注	8
執行役	コニカミノルタ ビジネス テクノロジーズ㈱ 常務取締役	浅 井 真 吾	昭和31年10月13日生	昭和54年4月 平成20年4月 同 20年6月 同 24年4月	ミノルタカメラ㈱入社 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱機器開発本部長 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱取締役 当社執行役 (現) コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱常務取締役 (現)	注	12
執行役	技術戦略部長	腰 塚 国 博	昭和30年9月30日生	昭和56年4月 平成16年6月 同 20年6月 同 24年4月	当社入社 コニカミノルタエムジー㈱ 開発センター長 コニカミノルタエムジー㈱取締役 当社執行役 (現) 技術戦略部長 (現)	注	7
執行役	コニカミノルタ オプティクス㈱ 取締役	塩 見 憲	昭和29年12月12日生	昭和52年4月 平成20年3月 同 20年6月 同 24年4月	ミノルタカメラ㈱入社 コニカミノルタセンシング㈱ 経営管理部長 コニカミノルタセンシング㈱取締役 当社執行役 (現) コニカミノルタオプティクス㈱取締役 (現)	注	2
執行役	経営監査室長	鈴 木 博 幸	昭和32年3月16日生	昭和54年4月 平成16年4月 同 21年6月 同 24年4月	ミノルタカメラ㈱入社 コニカミノルタビジネステクノロジー ズ㈱MFP海外販売部 中国販売推進室長 当社経営監査室長 (現) 執行役 (現)	注	—
執行役	コニカミノルタ オプティクス㈱ 取締役	中 村 富 夫	昭和31年1月2日生	昭和54年4月 平成21年4月 同 21年6月 同 24年4月	当社入社 コニカミノルタオプト㈱企画管理統括 部長 コニカミノルタオプト㈱取締役 当社執行役 (現) コニカミノルタオプティクス㈱取締役 (現)	注	3
計							299

(注) 執行役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催の取締役会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は企業価値の最大化を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題ととらえ、経営の透明性・効率性を高めるとともに市場環境の変化に柔軟に対応しつつ事業再編等適時適切な意思決定を行うことができる企業統治の体制を以下のとおり実現しております。

1) 企業統治の体制を採用する理由

イ) 「委員会設置会社」によるガバナンス強化

当社は経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能を強化しております。また、経営の透明性・健全性・効率性の向上とともに執行役への大幅な権限委譲により意思決定の迅速化を図るため、「委員会設置会社」形態を採用しております。

経営の監督と執行の分離をより明確にするため、以下の工夫を行っております。

- ・独立性の高い社外取締役を選定する
- ・社外取締役4名と執行役を兼任しない社内取締役3名を選任することにより取締役総数の過半数とする
- ・取締役会議長は執行役社長等の執行役を兼任しない取締役の中から選定する
- ・3委員会の委員には代表執行役社長が就任しない

ロ) 「持株会社制」によるグループ経営の強化

当社は全事業を分社した「持株会社制」を採用し、現在は4事業会社及び2特定事業会社並びに2共通機能会社を置いております。グループ経営の意思決定と各事業の業務執行を分離し、事業会社の事業責任の明確化と同時に大幅な権限委譲を行い、その競争力とグループ全体の総合力の強化に努めております。

当社は、グループ全体に関わる経営戦略並びに経営計画の策定、戦略的提携の実施、新規事業の育成、事業ポートフォリオ経営などを行っております。また、人材・財務・技術などグループ経営資源の最適配分や、CSR、コンプライアンス、リスクマネジメント、SCM、生産革新、ブランドマネジメント、ITなどグループ横断的な経営施策を統括・推進しております。一方、分社した事業会社等は、委譲された権限の中で迅速な意思決定などを行い、それぞれの事業領域において顧客密着型の事業展開を推し進め、市場競争力をより一層強化しております。

2) 企業統治の体制の概要

イ) 取締役会

当社グループの最高意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行います。

取締役会では重要な経営の意思決定に十分な時間を掛けるため、代表執行役社長へ大幅に権限を委譲することにより、決議事項を重要事項に絞っております。取締役会は当社が「経営の基本方針」として定めた中期経営計画及び年度計画大綱並びに事業再編等について、株主をはじめ様々なステークホルダーの視点を考慮しつつ社内外の取締役に より集中的に討議し、適時適切な意思決定を行っております。

ロ) 指名委員会・監査委員会・報酬委員会

委員会設置会社として法定の指名、監査、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ5名の取締役にからなり、いずれの委員会もその過半数は社外取締役に構成され、さらに各委員会の委員長には社外取締役が選定されております。また、いずれの委員会にも執行役は属していません。

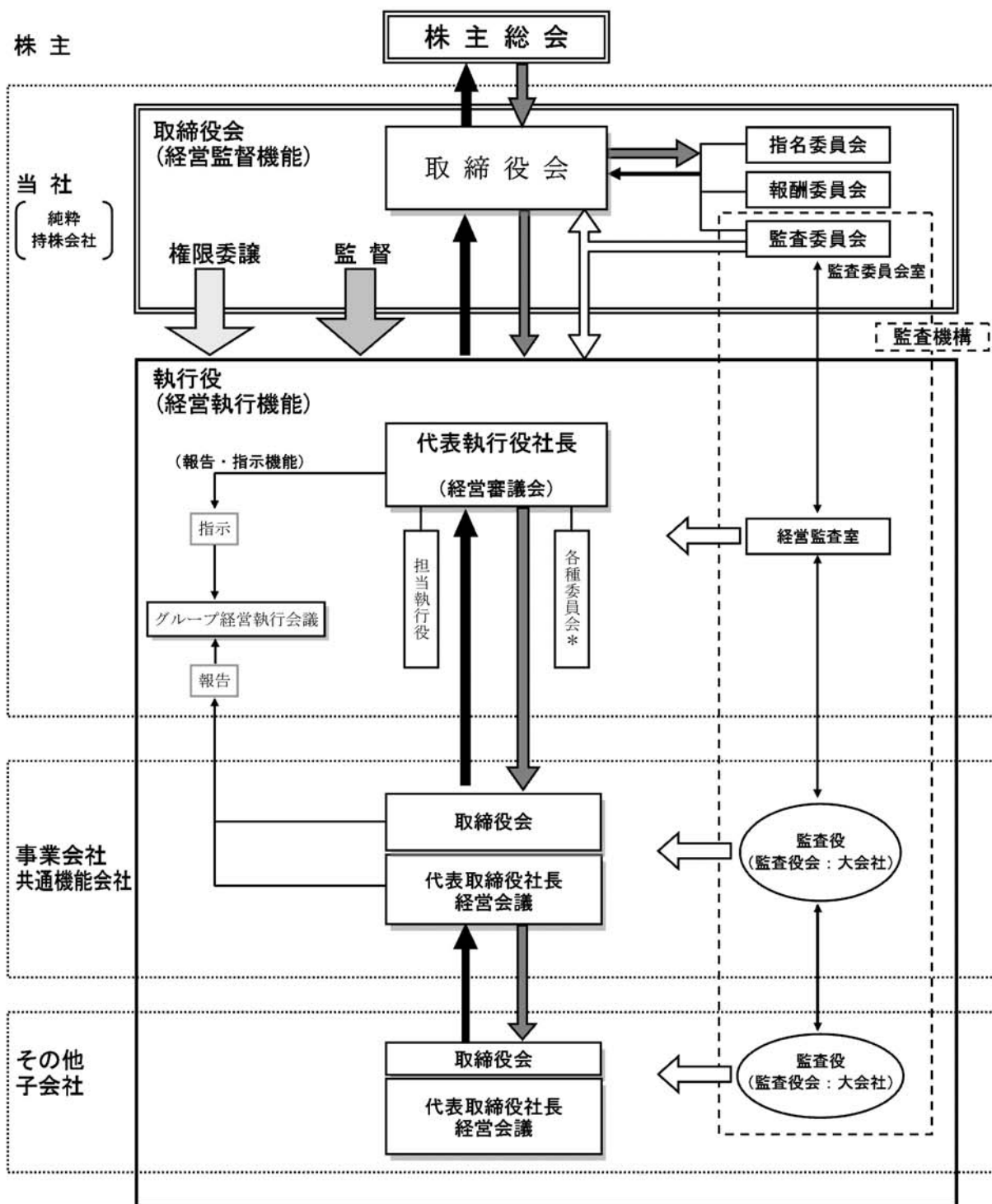
ハ) 経営審議会

代表執行役社長は取締役会より委譲された権限のもとで経営執行のための意思決定を行います。経営審議会はその代表執行役社長の意思決定をサポートする機関として、グループ経営上の重要事項の審議を行います。代表執行役及び常務執行役を常任メンバーとし、原則月2回開催することとしております。

ニ) 機能別委員会

当社グループにとって経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置しております。グループの内部統制については、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、企業情報開示委員会を設置しております。また、個々の事業ごとに常にその位置付けを最適化し、グループ全体の持続的な成長に向けて、事業ポートフォリオ経営を推進するため、投資評価委員会、事業評価委員会を設置し、株主から託された資本を有効に使い、その投資に対するリターンを最大化する視点でのモニタリングを行っております。併せて、当社グループの競争力を強化するため、グループ技術戦略会議等を設置し、グループ戦略を推進しております。

グループガバナンス体制と経営機構



* 【内部統制に関連する各種委員会】

リスクマネジメント委員会
コンプライアンス委員会
企業情報開示委員会

投資評価委員会
事業評価委員会
グループ技術戦略会議

他

↓ : 選解任
↑ : 報告・提案

← : 監査
↕ : 連絡

3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法に定める「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」（会社法第416条第1項第1号ロ）、及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第416条第1項第1号ホ）に関して、取締役会において決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

イ) 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

- a) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置し、監査委員会の事務局にあたるほか、監査委員会の指示に従いその職務を行う。
- b) 前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、懲戒等の人事権に関わる事項は、監査委員会の事前の同意を得る。
- c) 経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合や監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告する。
- d) 監査委員会が選定した監査委員は必要に応じて、経営審議会をはじめとする主要な会議に出席することができ、また、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができる。

ロ) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項

- a) 各執行役は、文書管理規則の定めるところに従い、経営審議会をはじめとする主要な会議の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理する。
- b) 当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むリスク管理体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループの事業活動に関する戦略リスクは、経営戦略担当執行役が管理し、事業活動に関するその他のリスクについては、執行役の職務分掌に基づき各執行役がそれぞれの担当職務ごとに管理することとし、リスクマネジメント委員会はそれぞれを支援する。また、リスクマネジメント委員会は、重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行う。
 - ・取締役会で指名された危機管理担当執行役は、企業価値に多大な影響を与えることが予想される事象であるクライシスによる損失を最小限にとどめるための対応策や行動手順であるコンティンジェンシープランの策定にあたる。
 - ・当社グループ各社におけるリスクマネジメント体制の構築と運用の強化を支援する。
- c) 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築と運用を所管するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役が以下を含むコンプライアンス体制の構築と運用にあたる。
 - ・当社グループにおけるコンプライアンスとは、企業活動にあたって適用ある法令はじめ、企業倫理、社内規則類を遵守することと定義づけ、このことを当社グループで働く一人ひとりに対して周知徹底させる。
 - ・コミュニケーショングループ行動憲章を定め、これを当社グループ全体に浸透させるとともに、この理念に基づき、コンプライアンス行動指針等を制定する。
 - ・当社グループ各社におけるコンプライアンス推進体制を構築させ、運用させる。
 - ・当社グループのコンプライアンスの違反を発見または予見した者が通報できる内部通報システムを構築し、運用する。
- d) 当社は、事業活動全般の業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から評価・改善するために、当社グループの内部監査を担当する経営監査室を置き、内部監査規則に従い、内部監査体制の構築と運用にあたる。
- e) 当社は、当社グループにおける財務報告にかかる内部統制システム及びその運用の有効性を評価する体制の構築と運用にあたる。
- f) 当社は、経営組織基本規則を定め、前各号の体制を含み、当社並びに当社グループの経営統治機構を構築する。また当社は、経営審議会その他の会議体及び権限規程等の社内規則類を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の構築と運用に努め、更に当社グループの事業活動の全般にわたる管理・運営の制度を必要に応じて見直すことによって業務遂行の合法性・合理性及び効率性の確保に努める。

4) 当事業年度における取締役会及び委員会の活動状況

取締役会（当事業年度13回開催）においては、新たな中期経営計画「Gプラン2013」の基本方針に係る事業戦略をはじめ、重要施策の推進状況をレビューするとともに、本年4月に実施した当社グループ内組織再編に至る審議等を行いました。

指名委員会（当事業年度6回開催）において、取締役候補者の選定は在任中の社外取締役からの社外取締役候補者の推薦を含め、年齢や在任年数の制限を原則として定めた等の取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準に沿って行いました。執行役の選任にあたっては取締役会決議の前に、選定プロセス・選定理由等について報告を受け、チェックを行いました。

監査委員会（当事業年度14回開催）は原則として毎月開催し、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実のチェック、構築・運用されている内部統制システムの監視・検証を行うとともに、会計監査人監査についても独立の立場を保持し適正な監査を実施しているかのレビュー等を厳格に行いました。

報酬委員会（当事業年度5回開催）においては、役員の個人別の報酬の決定に先立ち、報酬体系及び報酬水準の妥当性を確認するとともに、報酬決定方針の一部改定を実施しました。

5) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款において、当社は社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において限定する契約（一定の範囲に限定する契約）を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、社外取締役は当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

任期中に社外取締役として職務をなすにつき、善意にしかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えたときは、会社法施行規則第113条に定める金額の合計額に「2」（会社法第425条第1項第1号のハ）を乗じて得た額をもって、損害賠償責任の限度額とする。

② 監査委員会監査及び内部監査の状況

1) 監査委員会について

当社は、委員会設置会社であるため、監査役ではなく「監査委員会」を設置しております。監査委員会は、5名の取締役によって構成され、うち3名は社外取締役であります。

監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムの監視・検証、会計監査人の監査の方法及び結果のレビュー、会計監査人の選任・解任の有無の決定を行っております。

なお、監査委員松本泰男氏は、当社の経理・財務担当の常務執行役として4年にわたり、計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類の作成を行っております。

また、監査委員会を補佐する独立した事務局として、常勤の使用人を配置した「監査委員会室」を設置しております。

2) 内部監査について

当社は、代表執行役社長直轄の組織として、当社のみならずグループ全体の内部監査機能を担う「経営監査室」を設置しております。

経営監査室は、当社の「内部監査規則」に則り、監査計画を作成した上で、財務報告の信頼性、業務の効率性・有効性、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。国内の事業会社、共通機能会社（いずれもそれらの子会社を含める）及び当社自身の監査を行い、監査指摘事項に対してどのような改善取り組みを行っているかを確認するフォローアップ監査や、海外の主要関係会社に対する経営監査室のスタッフによる現地往査を実施しております。

3) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査の相互関係並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について

イ) 監査委員会と会計監査人の関係状況

監査委員会は、会計監査人と年間数回の会合を持ち、会計監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに、監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めております。また監査法人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒアリングを行い、確認をしております。監査委員会は、会計監査人の監査の方法及び結果に関する詳細な監査報告を受けるのみならず、都度監査実施報告書を受領し会計監査人の監査の実施状況の把握に努めております。監査委員会が把握している事実と照合することもあわせ、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。

ロ) 監査委員会と内部監査の関係状況

当社は、委員会設置会社で監査委員会を設置しておりますが、傘下の事業会社等はそれらの国内子会社を含めて、全て監査役設置会社であり、うち大会社については監査役会を設置しております。監査委員会は、内部監査部門としての経営監査室に加え、事業会社・共通機能会社（それらの子会社を含む）の監査役と、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連係・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

経営監査室は、監査対象会社ごとに監査終了後、監査報告書をまとめ、執行役社長に報告すると同時に監査委員会にも報告を行っております。また、監査委員会・経営監査室・監査役は3ヶ月に一度の割合で、コニカミノルタグループ監査連絡会議を開催し、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っております。

なお、監査委員会は、経営監査室に対し、特別監査を指示できることを規定しております。

ハ) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査と内部統制部門との関係

監査委員会が選定した監査委員は、経営審議会に出席し、経営戦略部及び経理部をそれぞれ担当する執行役が提案する中期経営計画並びに年度計画大綱及び年度予算の策定時の審議プロセスを監督し、経営目標の妥当性を確認しております。また、それら計画の重要な経営課題の遂行状況や当該年度の予算の執行状況を、取締役会における執行役からの業務執行状況報告等を通して監督しております。

経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に業務の状況を報告しております。一方で、監査委員会は、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができます。

③ 社外取締役

1) 社外取締役の員数

社外取締役は4名であります。

2) 社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について

平成24年6月定時株主総会で選任された社外取締役4氏と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係は以下のとおりであります。

出原洋三氏は、日本板硝子株式会社の相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

伊藤伸彦氏は、平成14年8月までGE横河メディカル株式会社（現GEヘルスケア・ジャパン株式会社）の代表取締役社長に就任しておりました。同社と当社子会社コニカミノルタエムジー株式会社の国内販売子会社との間には取引関係がありますが、GEグループ及び当社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。また、同氏は、エイボン・プロダクツ株式会社の代表取締役取締役会会長、株式会社タダノの社外取締役であります。各社と当社の間においても同様に重要な利害関係はありません。

近藤詔治氏は、日野自動車株式会社の相談役であります。同社と当社の取引関係は両社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

吉川廣和氏が相談役であるDOWAホールディングス株式会社の子会社DOWAエレクトロニクス株式会社と当社子会社コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社の生産子会社との間には取引関係がありますが、DOWAホールディングス株式会社及び当社において連結売上高の1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。その他には、人的関係をはじめ、重要な資本的关系その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役はいずれも株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3) 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、一般株主の目線に基づく監督機能を充実することが重要と考え、指名委員会が定めた独立性基準に沿って独立性の高い社外取締役を選任しております。日常的な役割としては、経営陣や特定のステークホルダー（大株主・取引先・関係会社等）から独立した一般株主の視点に立ち、特に株主と経営陣との間で利益相反を生じるケースにおいて、一般株主の保護並びに株主共同の利益の確保のために経営の監督を担っております。社外取締役は取締役会の中で、執行役からの提案、あるいは重要課題の検討状況報告に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な企業経営経験に基づいて適宜助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。また、指名・監査・報酬の3委員会においては、社外取締役が各委員長を務めることにより透明性の向上に貢献しております。

なお、社外取締役として有用な人材を迎え入れて、期待される役割が十分に発揮できるよう、当社は社外取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。（前述「①企業統治の体制 5）責任限定契約の内容の概要」を御参照ください。）

4) 社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容について

当社指名委員会は平成19年に社外取締役の独立性基準を定めました。平成24年6月定時株主総会で選任された社外取締役4氏につきましては、当社指名委員会の独立性基準をはじめ、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の基準を満たしております。

当社指名委員会が定めた「社外取締役の独立性」運用基準は以下のとおりです。

〔「社外取締役の独立性」運用基準〕

次の事項に該当する場合は『独立取締役』とは言えないと判断する。当社指名委員会は、これらの事項に該当せず、独立性の高い社外取締役候補者を選定する。

イ) コニカミノルタグループ関係者

- ・ 本人がコニカミノルタグループ出身者
- ・ 過去5年間に於いて、家族（配偶者・子供、2親等以内の血族・姻族）がコニカミノルタグループの取締役・執行役・監査役・経営幹部の場合

ロ)大口取引先関係者

- ・コニカミノルタグループおよび候補者本籍企業グループの双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員の場合

ハ)専門的サービス提供者(弁護士、会計士、税理士、弁理士、司法書士、経営・財務・技術・マーケティングに関するコンサルタントなど)

- ・コニカミノルタグループから過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している場合

ニ)その他

- ・当社の10%以上の議決権を保有している株主(法人の場合は業務執行取締役・執行役・従業員)の場合
- ・取締役の相互派遣の場合
- ・コニカミノルタグループの競合企業の実業取締役・執行役・監査役・その他同等の職位者の場合、または競合企業の株式を3%以上保有している場合〔取締役として非適格〕
- ・その他の重要な利害関係がコニカミノルタグループとの間にある場合

5) 社外取締役の選任状況に関する当社の考え方について

社外取締役の候補者選定におきましては、取締役選任基準及び社外取締役の独立性基準を満たすことに加え、出身分野における実績と識見を有すること、並びに取締役会及び委員会の職務につき十分な時間が確保できることを重視しております。社外取締役4氏は、当社に対する独立性とともに、企業経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会及び3委員会を通してコーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考えております。

6) 社外取締役による監査と監査委員会監査、内部監査及び会計監査との相互連係並びに内部統制部門との関係について

当社の監査委員会の過半数(3名)は社外取締役であります。

これら社外監査委員は、監査委員会において、監査担当の社内監査委員から執行役の業務の執行状況について、内部監査部門及び会計監査人から監査結果について、内部統制を所管する執行役から各業務の状況について、それぞれ報告を受けております。また、必要に応じ内部統制を所管する執行役に調査・報告等を要請することができます。

監査委員会の活動状況、内部監査及び会計監査との連係状況、内部統制部門との関係については、前述「②監査委員会監査及び内部監査の状況」を御参照ください。

7) 社外取締役の活動状況

当事業年度に在任していた社外取締役 辻亨、出原洋三、伊藤伸彦、近藤詔治の4氏の取締役会・委員会への出席率は平均90%を超え、経営の監督及び助言のための積極的な発言をもって参画しております。併せて、適宜、監督・監査の一環として開発・生産・販売などの現場視察や、代表執行役社長・取締役会議長と取締役会運営をはじめ様々な観点から意見交換を行っております。

8) 社外取締役へのサポート体制

社外取締役への議題の事前説明を当該議題の担当執行役又は事務局が行い、取締役会における活発な議論と円滑な運営を支えています。また、監査委員会事務局としての「監査委員会室」と同様に、取締役会と指名・報酬委員会の事務局として「取締役会室」を設置し、それぞれのスタッフが社外取締役をサポートすることにより、取締役会及び各委員会が適切に機能するよう努めております。

④ 役員報酬等

1) 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の概要

当社は、委員会設置会社として社外取締役が過半数を占める報酬委員会を置き、社外取締役を委員長とすることにより透明性を確保し、公正かつ適正に報酬を決定しております。当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ総体の価値の増大に資するものとし、報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標とします。報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

イ) 報酬体系

取締役（執行役兼務者を除く）については、経営を監督する立場にあることから短期的な業績反映部分を排し、基本報酬としての「固定報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成する。なお、社外取締役については「固定報酬」のみとする。

執行役については、「固定報酬」の他、短期のグループ業績及び担当する事業業績をも反映する「業績連動報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストック・オプション」で構成する。

ロ) 総報酬及び「固定報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定する。

ハ) 「業績連動報酬」は、当該年度の業績水準（連結営業利益）及び年度業績目標の達成度に応じ支給額を決定する。年度業績目標の達成度に従う部分は標準支給額に対して0%～200%の幅で支給額を決定する。目標は当面、利益に重点を置く。

ニ) 「株式報酬型ストック・オプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、社内取締役及び執行役を対象に新株予約権を付与するものである。権利付与数は役位別に決定する。

ホ) 執行役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストック・オプション」の構成比は60：25：15を目安とし、上位者は固定報酬の比率を引き下げて業績連動報酬の比率を高くする。なお、経営環境の変化に対応して報酬水準、報酬構成等について適時・適切に見直しを行っていく。

平成17年6月に廃止された従来の退任時報酬は、報酬委員会において当社における一定の基準による相当額の範囲内で個人別金額を決定いたしました。当該廃止時点以前より在任している各役員の退任時に支給する予定であります。

2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分		合 計	報 酬 額 (百万円)					
			固定報酬		業績連動報酬		株式報酬型 ストック・オプション	
			人員	金額	人員	金額	人員	金額
取締 役	社 外	42	5名	42	—	—	—	—
	社 内	154	4名	132	—	—	4名	21
	計	196	9名	175	—	—	4名	21
執 行 役		454	21名	262	21名	104	21名	86

- (注) 1 期末日（平成24年3月31日）現在、社外取締役は4名、社内取締役（執行役非兼務）は3名、執行役は21名であります。
- 2 社内取締役は、上記の4名のほかに4名（執行役兼務）おりますが、その者の報酬等は執行役に含めて記載しております。
- 3 業績連動報酬につきましては、当事業年度において費用計上すべき額を記載しております。
- 4 株式報酬型ストック・オプションにつきましては、取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対して報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を記載しております。
- 5 執行役のうち、主に当社子会社の職務を担当する13名の固定報酬及び業績連動報酬は当該子会社で一部費用を負担しておりますが、その金額を当社で費用計上した金額（上表）と合計すると下表のとおりになります。

		合 計	報 酬 額 (百万円)					
			固定報酬		業績連動報酬		株式報酬型 ストック・オプション	
			人員	金額	人員	金額	人員	金額
執 行 役		731	21名	491	21名	154	21名	86

- 6 上記の報酬のほか、平成17年6月に廃止された従来の退任時報酬につき、報酬委員会の決議に基づいて当事業年度中に以下のとおり支払っております。
- ・執行役（1名） 24百万円（平成23年3月31日退任）

なお、当事業年度において報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

⑤ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりです。

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

46銘柄 13,807百万円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
丸紅(株)	3,570,000	2,102	協力関係維持のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,300,000	1,767	金融取引に関わる関係維持のため
オムロン(株)	543,000	1,234	協力関係維持のため
(株)百十四銀行	3,078,000	941	金融取引に関わる関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	376,800	816	金融取引に関わる関係維持のため
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	416,517	806	金融取引に関わる関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	791	金融取引に関わる関係維持のため
(株)常陽銀行	1,950,000	674	金融取引に関わる関係維持のため
三菱倉庫(株)	485,000	467	協力関係維持のため
ノーリツ鋼機(株)	772,800	377	協力関係維持のため
(株)千葉銀行	723,500	359	金融取引に関わる関係維持のため
レンゴー(株)	660,000	335	協力関係維持のため
(株)きんでん	401,446	289	協力関係維持のため
(株)上組	400,000	280	協力関係維持のため
(株)みなと銀行	1,700,000	255	金融取引に関わる関係維持のため
三菱電機(株)	270,000	253	協力関係維持のため
持田製薬(株)	220,000	208	協力関係維持のため
(株)静岡銀行	254,000	178	金融取引に関わる関係維持のため
NKSJホールディングス(株)	315,000	178	金融取引に関わる関係維持のため
(株)伊予銀行	241,000	171	金融取引に関わる関係維持のため
千代田化工建設(株)	221,000	157	協力関係維持のため
(株)愛知銀行	31,900	157	金融取引に関わる関係維持のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	825,000	125	金融取引に関わる関係維持のため
清水建設(株)	325,450	117	協力関係維持のため
(株)りそなホールディングス	285,700	117	金融取引に関わる関係維持のため
ウシオ電機(株)	71,561	112	協力関係維持のため
(株)山梨中央銀行	188,000	76	金融取引に関わる関係維持のため

みなし保有株式

銘柄	株式数（株）	評価額 （百万円）	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,428,000	2,084	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	1,145,000	504	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	52,400	135	議決権行使指図権限

(*) 上記は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
丸紅(株)	3,570,000	2,152	協力関係維持のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,300,000	1,823	金融取引に関わる関係維持のため
(株)百十四銀行	3,078,000	1,225	金融取引に関わる関係維持のため
オムロン(株)	543,000	975	協力関係維持のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	283,600	792	金融取引に関わる関係維持のため
(株)T&Dホールディングス	753,600	739	金融取引に関わる関係維持のため
(株)常陽銀行	1,950,000	733	金融取引に関わる関係維持のため
MS & AD インシュアランスグループ ホールディングス(株)	416,517	720	金融取引に関わる関係維持のため
三菱倉庫(株)	485,000	470	協力関係維持のため
レンゴー(株)	660,000	390	協力関係維持のため
(株)千葉銀行	723,500	380	金融取引に関わる関係維持のため
ノーリツ鋼機(株)	772,800	327	協力関係維持のため
(株)上組	400,000	278	協力関係維持のため
(株)みなと銀行	1,700,000	275	金融取引に関わる関係維持のため
(株)きんでん	401,446	264	協力関係維持のため
千代田化工建設(株)	221,000	231	協力関係維持のため
(株)静岡銀行	254,000	214	金融取引に関わる関係維持のため
持田製薬(株)	220,000	210	協力関係維持のため
三菱電機(株)	270,000	194	協力関係維持のため
(株)伊予銀行	241,000	179	金融取引に関わる関係維持のため
(株)愛知銀行	31,900	159	金融取引に関わる関係維持のため
NKS J ホールディングス(株)	78,750	151	金融取引に関わる関係維持のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	825,000	114	金融取引に関わる関係維持のため
(株)りそなホールディングス	285,700	113	金融取引に関わる関係維持のため
清水建設(株)	325,450	108	協力関係維持のため
ウシオ電機(株)	71,561	84	協力関係維持のため
(株)広島銀行	190,000	72	金融取引に関わる関係維持のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	評価額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,428,000	2,236	議決権行使指図権限
(株)群馬銀行	1,145,000	507	議決権行使指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	52,400	142	議決権行使指図権限

(*) 上記は全て、当社が退職給付信託に拠出しているものであります。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

⑥ 会計監査の状況

当社は、会社法監査と金融商品取引法監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士)

指定有限責任社員	業務執行社員	中	村	嘉	彦
指定有限責任社員	業務執行社員	岩	出	博	男
指定有限責任社員	業務執行社員	染	葉	真	史

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士12名、その他18名の計30名となっております。

⑦ その他

1) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

2) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

3) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める旨を定款で定めたことと平仄を合わせるため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

4) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

5) 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬
提出会社	94	59	85	1
連結子会社	193	—	166	—
計	288	59	252	1

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、連結子会社で598百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が2百万円、連結子会社が154百万円、合計で157百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対する当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬は、連結子会社で511百万円であり、また非監査業務に基づく報酬は、当社が6百万円、連結子会社が236百万円、合計で243百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の導入に係るアドバイザリー業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準の導入に係るアドバイザリー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、具体的な定めはありませんが、過年度実績や世間相場を踏まえ、監査項目、監査時間数、報酬単価等を勘案した上で、監査委員会の同意を得て決定しております。